令和　２ 年

２月 ２５日

ふれあい通信

第 ３ 号

横断歩道利用者ファースト運動実施！

令和元年（平成３１年）中に交通事故で亡くなられた高齢者２８人中、歩行中に被害に遭われた方は１７人と最も多く、そのうち１２人が道路横断中に被害に遭われています。

車の直前直後からの横断など、無理な横断はせずに、横断渡りましょう。

滋賀県で実施中！

横断歩道利用者ファースト運動 とは…

ドライバーと歩行者が互いに交通ルールを守るとともに、「横断歩道は歩行者優先」の原則に基づき、双方が横断歩道上での交通事故防止に向けたコミュニケーション（「横断歩道を渡る意思」「道を譲る意思表示」）をとりあうことで、信号機のない横断歩道における歩行者の安全確保と交通事故防止を図るものです。

ドライバーと歩行者がお互いに「思いやる・譲り合う」気持ちが必要です！

～ドライバーのみなさんへ～

● 横断歩道は歩行者優先です。横断歩行者を認めた場合、横断歩道の手前で必ず停止し、歩行者に道を譲りましょう。

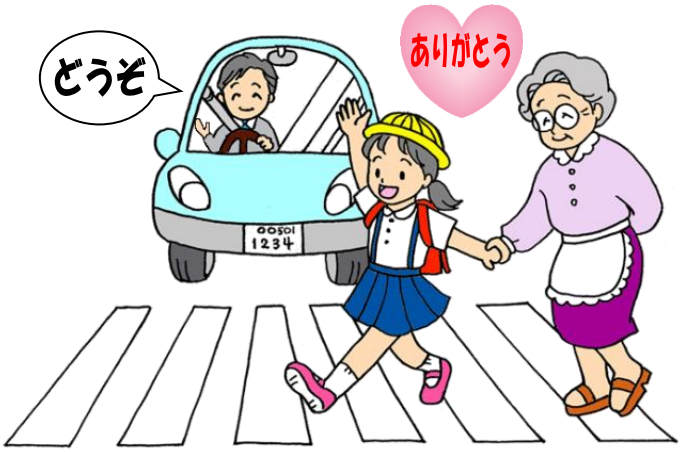

横断歩道等における歩行者等の優先

ドライバーは、横断歩道により進路前方を横断中または横断しようとする歩行者があるときは、横断歩道の直前で一時停止し、その通行を妨げないようにしなければならない。

【罰則】
３月以下の懲役または５万円以下の罰金（過失犯は、１０万円以下の罰金）
反則金：普通車（軽四車含む）9,000 円　　違反点：２点

～歩行者のみなさんへ～

- 道路を渡ろうとするときは、「止まる・見る・待つ」の安全確認をしっかりしましょう。
- 「私渡ります」といった意思表示を心がけましょう。

こんな横断は、ルール違反です！

横断歩道が近くにあるのに、それ以外のところを渡る

信号に従わないで横断する

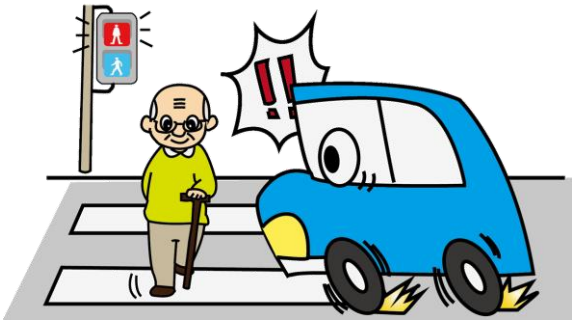

道路を斜めに横断する

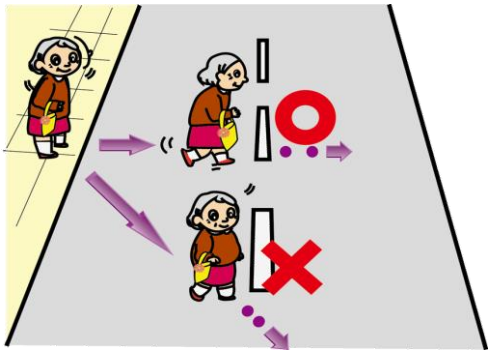

車のすぐ前やすぐ後ろから横断する

無理な横断はせずに、横断歩道を渡りましょう。

債権回収会社を騙る『架空請求詐欺』に注意！

～ 記載されている文書例（一部）
別途送付致しました請求書のお支払い確認が取れておりません...
ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください...
本件に関するお問い合わせは下記までお願い申し上げます。

不安をあおって、電子マネーや振込等で騙し取る悪質な手口です。
絶対に記載されている連絡先へ電話しないでください！

このようなハガキが届いたらすぐに「警察」や「家族」へ相談してください！

施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。
ＦＡＸ配信からインターネットのE-mail配信に変更のご希望があれば、
下記にご連絡ください。 また、県警HPでもご覧いただけます。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム
TEL 077-522-1231（代表） Eメール x0022@police.pref.shiga.jp